

## 申請に対する処分

処分名	公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予
根拠法令	奄美市公共下水道事業受益者負担金条例第7条
所管課	下水道課

### 1 審査基準

申請を行うことができる人または団体

賦課対象区域内の受益者

申請の方法

「公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」(奄美市公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第8条に規定)を提出する。

許認可等の要件

次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に定める期間を猶予する。

ア 裁判上の係争地に係る受益者の場合 係争が終結するまでの期間

イ 受益者がその財産について、震災、風水害(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けるもの及びこれに準ずる災害)

若しくは火災を受け、又は盗難にあった場合 2年以内の期間

ウ 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とする場合 1年以上の療養に対し1年以上の期間

エ その他市長が必要と認めたととき、その都度市長が決定する。

農地等の場合 2年以内(再申請可能)

### 2 標準処理時間

7日